

## 水田の畑地利用を円滑に移行したい

<b>事業名</b>	畑地化促進事業
<b>分類</b>	【水田・畑作、園芸】
<b>事業要旨</b>	水田の畑地利用への円滑な移行を促すため、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係機関での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）に要する経費を支援する。
<b>事業概要</b>	<p>〔対象団体〕 市町村、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等（受益農業従事者が5名以上）</p> <p>〔採択要件等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麦・大豆国産化プランが策定されていること。</li> <li>・生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</li> <li>・事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結び付く内容であること。</li> </ul> <p>〔対象事業・対象経費〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産性向上の推進</li> <li>2 新たな営農技術等の導入</li> <li>3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等</li> <li>4 市町村による生産性向上の取組</li> </ol> <p>〔補助率・補助限度額〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産性向上の推進 定額（50ha未満：1,000千円、50ha以上150ha未満：2,000千円、150ha以上：3,000千円）</li> <li>2 新たな営農技術等の導入：定額（合計10,000円/10a以内、大豆極多収品種の種子に係る取組に当たっては、20,000/10a以内）</li> <li>3 機械・施設の導入等：1/2以内（50万円以上5,000万円未満）</li> <li>4 推進事務費：1/2以内（(2)の事業費の10%以内）</li> </ol> <p>〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、  県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169  産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 〕</p>